

## ステラ竹の塚保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 星 風 会
事業者の所在地	〒328-0004 栃木県栃木市田村町 928
事業者の電話番号	0282-27-3969
代表者氏名	理事長 早川 武 憲
定款の目的に定めた事業	児童福祉法の諸規則に従い、乳幼児に必要な 保育サービスを提供します。

### 2 施設の概要

種 別	足立区小規模保育事業 A型 20/100 地域					
名 称	ステラ竹の塚保育園					
所 在 地	足立区竹の塚六丁目 9 番 11 号					
電 話 番 号	03-5831-8100					
施 設 長 氏 名	中島香里					
認 可 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（認定平成 23 年 12 月 1 日）					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	6人	7人	/ 人	/ 人	/ 人
取 扱 う 保 育 事 業	一時保育、発達支援児保育、産明け保育					
事 業 所 番 号	1312152001754					

### 3 施設・設備の概要

園舎	構造	鉄筋コンクリート造 4階建て1階	
	延床面積	99.166 m <sup>2</sup>	
施設設備の数と面積	乳児室・ほふく室	2室	45.77 m <sup>2</sup>
	保育室・遊戯室	1室	14.78 m <sup>2</sup>
	調理室・調乳室	1室	6.71 m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ	3個	6.29 m <sup>2</sup>
	医務室・事務室	1室	3.95 m <sup>2</sup>
	沐浴室	1室	(便所の中に兼用している) m <sup>2</sup>
設備の種類	冷暖房等		

### 4 施設の目的、運営方針

目的	ステラ竹の塚保育園は、児童福祉法・児童の権利に関する条約・保育所保育指針・児童憲章などを踏まえ、入所する全ての子どもの福祉を積極的に増進することを目的とします。
運営方針	<p>◎子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を守ります。</p> <p>◎子どもたちが心地よく過ごし、心身ともに健やかに成長していくためにふさわしい生活を豊かに作りあげていきます。</p> <p>◎家庭との連携のもと、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育</p>

	と教育を一体的に行います。
--	---------------

## 5 職員体制

施 設 長	1人 (常勤： 1人)
保 育 従 事 職 員	7人 (常勤： 6人)
調 理 員	1人 (非常勤： 1人)
その他 (嘱託医 )	1人 (非常勤： 1人)

## 6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
休 所 日	日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日まで

## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開所時間

月 曜 日 から 金 曜 日	午前7時30分から午後6時30分まで
土 曜 日	午前7時30分から午後6時30分まで

### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間 (11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
延 長 保 育 時 間	なし

### (3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
---------------------	--------------------

土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時29分まで 夕：午後4時31分から午後6時30分まで

## 8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する区市町村が定める利用料
延長保育料	15分あたり250円

## 9 支払方法

<p>口座振替または現金払でお支払いください。納付期限はいずれも毎月20日です。毎月10日前後に請求書をお渡しします</p> <p>（ 指定口座 埼玉りそな銀行八潮支店 口座番号は、4067997 です ）</p>
---

## 10 提供する保育・教育の内容

<p>保育の目標</p> <p>○子どもが今を最も良く生き、望ましい未来を創り出す基礎を培うために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分に保育の行き届いた環境のもとくつろいだ雰囲気の中子どもは様々な欲求を満ちし生命の保持および情緒の安定を図ります。</li> <li>・健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。</li> <li>・人とのかかわりのなかで人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立および協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。</li> <li>・生活のなかで、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養います。</li> <li>・様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培います。</li> </ul> <p>○入所する子どもの保護者支援のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育室の特性や保育士などの専門性を生かして、その援助にあたります。</li> </ul>
--

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳 児
7:30	開 園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 視診（朝の機嫌・検温・からだの湿疹、傷の有無） 自由遊び
8:30	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 視診（朝の機嫌・検温・からだの湿疹、傷の有無） 自由遊び 朝の会
9:30	オムツ交換・トイレ・手洗い
9:45	おやつ
10:00	遊び（室内外）・散歩
11:00	（年齢によって前後します） 帰園・トイレ・手洗い
11:00	給食 給食後、洋服を取り換える。おむつの取り換え（個々の状態による）
12:30	お昼寝（年齢によって前後します）
14:30	順次目覚め。目覚めた子どもからおむつ交換、トイレの促しをする。
15:00	手洗いをしたあとおやつの準備 おやつ
16:00	順次降園
16:30	保育短時間終了 標準時間の子どもの保育
18:30	保育標準時間終了
18:31	閉 園

<保育計画（年間）>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
---	---	---	---------

0	歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育者や友達と安心して過ごすなかで子どもの気持ちを十分に受け止める。</li> <li>・ 自分でやりたい気持ちを大切に受け止め、援助し満足感が得られるようにする。</li> <li>・ 安心できる大人とのかかわりの中で自分の思いを受け止めてもらう</li> <li>・ 寒い日でも、戸外で体を動かして遊ぶことを楽しむ。</li> <li>・ 友達や異年齢児に関心を持ちかかわる。</li> <li>・ 見守られているという安心感の中で経験を重ねていく。</li> <li>・ 友達や異年齢児に、簡単な言葉や動作で伝える。</li> <li>・ 保育者と、絵本を楽しむ。</li> <li>・ 保育者と、季節の歌や手遊び絵を楽しむ。</li> <li>・ 周りの食べる様子を見る。</li> <li>・ 食事をすることが分かり喜ぶ。</li> </ul>
1	歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活の流れが分かり、自分でできることを行えるようにする。</li> <li>・ 生活リズムが身に付き、食事、睡眠、排泄など、保育者の介助のもとに、喜んで自分で行えるようにする。</li> <li>・ 健康観察を十分に行い、衛生や健康に気を配る。</li> <li>・ 保育者や周囲の友達と過ごす事で安心し、喜んで登園できるようにする。</li> <li>・ 汚れて気持ち悪いことや、尿意を言葉や身振りでも知らせ、便器に座ってみる。</li> <li>・ 遊びを通して友達に関心を持ち、かかわりを持つようになる。</li> <li>・ 気に入った遊びを見つけ、いろいろな遊び方を 経験する。</li> <li>・ 友達の物、自分の物の区別がつくようになる。</li> <li>・ 簡単な言葉のやり取りを楽しむ。</li> <li>・ 好きな歌を歌ったり、リズム遊びを楽しんだりする。</li> </ul>
2	歳 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡単な身の回りの事が、自分でできるようにする。</li> <li>・ 友達とかかわりを持ち、楽しく遊べるようにする。</li> <li>・ 季節の変化に応じた生活を送り、健康で快適に 過ごせるようにする。</li> <li>・ 友達とかかわりながら遊んだり行動したりできるようにする。</li> <li>・ 冬の生活の仕方を知り、健康に過ごす。(うがい 手洗い、薄着等)</li> <li>・ 自分のことは自分でしようとする。(排泄、着脱など)</li> <li>・ 友達に積極的にかかわりながら、異年齢児と触れ合う機会を持つ。</li> <li>・ 冬の自然に触れたり、遊びに取り入れたりする。</li> <li>・ 友達や異年齢児に、簡単な言葉や動作で伝える。</li> <li>・ 保育者と、絵本を楽しむ。</li> <li>・ 遊びを通して日常生活の簡単な言葉のやりとりをする。</li> </ul>
年	間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内科定期健康診断 (年 2 回) ・ 身体測定 (月 1 回) ・ 保育参加 ・ 保護者会 ・ 避難訓練 (毎月) ・ 個人面接 ・ お楽しみ会 ・ 誕生会 ・ こどもの日 ・ 七夕 ・ 夏まつり会 ・ プール ・ 運動会 ・ ハロウィン ・ サンタと遊ぼう ・ 豆まき会 ・ ひな祭り ・ お別れ会 ・ 進級式 ・ ありがとうの会</li> </ul>

## 11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(1050kcal)  50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	

### <給食の提供にあたって>

当法人の保育園では、栄養士が作成した献立を実施しています。

旬の野菜や果物・魚を取り入れた季節感のある献立で食べ物の持ち味をいかした手づくりの給食です。

給食は毎日の保育活動の中でも大きな位置を占めています。「食事」は生活リズムを整えるための大きな役割を担うとともに、子どもの感性を育て、生涯の食行動や食習慣に大きな影響を与えます。さらに食べることの大切さ、給食を通して皆で食べることの楽しさを感じていくことで、子どもたちが「食」に興味を持ち、感謝する心を育むことも給食の大きな役割だと考えています。

保育園では年齢にあった食事習慣を身につけるために給食の内容や食事のとり方など十分留意しています。

また、四季折々の行事による季節感や食材の旬などについても感じられるような食事計画を行っております。

離乳食の調理は子どもの食べ方を見ながら、舌ざわり・飲み込みやすさ・食べやすさを調整していきます。

毎月 25 日前後に、普通食・離乳食の献立を資料として添付します。

### <アレルギー対応について>

食物アレルギーについては、現在、アレルギーの原因部質を食べないこと（除去食）で、症状の悪化を抑えることが大切だと言われています。しかし、原因となる食品や症状は、一人ひとり異なっており、除去食の内容や期間については医師の診断のもと実施していく必要があります。

当法人では、保護者への通知・依頼、診断書・食事箋などの説明をし、マニュアル手順に従って行います。

しかし、食物アレルギーだからといって、食事療法だけで良いとは限りません。普段の生活での注意も必要です。生活リズムを整えること（朝起こる・夜寝る時間を決めること、食事時間を決めることなど）や、体を鍛えること、さらに住環境など生活全般にも目をむけることが大切だと考え、食育計画の下で保育をすすめています。

## 12 保護者に用意していただくもの

入園時にご用意いただくもの

- ① 非常災害における緊急連絡
- ② 家庭状況
- ③ 健康記録（病歴・予防接種の記録やアレルギー等）
- ④ 入所までの生活状況
- ⑤ 健康診断書（保育園指定の健康診断書または0歳児は直近3ヵ月までの保健所健診）
- ⑥ ホームページなどの個人情報
- ⑦ 日々持参する持ち物（持ち物プリント）

## 13 登園・降園について

- ① 登降園の際、必ずタイムカードを押してください。子どもは禁止します。
- ② 自転車は所定の場所に置いてください。道路には置かないようにお願いします。
- ③ 車での送り迎えは禁止します。近隣からの苦情があります。もし、車で来た場合は、有料駐車場をご利用ください。
- ④ 保育室には入れません。玄関での受け入れになりますのでご了承ください。
- ⑤ 車の往来が激しく危険ですので、速やかにお帰り下さるようお願いいたします。

## 14 保育園と保護者との連携について

- ① 保育園では、保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。
- ② 連絡帳を活用します。
- ③ 園だより・献立表を発行しています。

## 15 健康診断、健康管理について

### （1）健康診断

園児健康診断を年2回実施しています。  
健診の結果については、児童票（成長記録）に記載するとともに保護者の方にもお知らせします。

## （２）健康管理、病気のときの対応

- ① 毎月身体計測をします。児童票に記入するとともに保護者の方にもお知らせします。
- ② 登園したら検温します。
- ③ 人から人にうつる感染症は保育園という集団保育では注意が必要です。  
学校保健安全法に基づき出席が停止の基準があります。医師が許可するものと、医師の判断を受けて保護者が記入する登園許可証が必要になります。（保育園にあります）
- ④ インフルエンザ・感性性胃腸炎に罹患した場合は、区の方に報告します。
- ⑤ 小規模では、看護師がいないことなどから原則として、預薬はしていません。  
お薬が必要な場合は、保護者の方が行うか、医師に相談して時間調整をするなどの対応をお願いします。
- ⑥ 発熱によりお迎えをお願いする場合があります。  
朝から 37.5 度以上の場合は、登園を控えて頂きますが、お子様の平熱・気候にもよりますので、状況判断させていただきます。
- ⑦ ひどい下痢の場合は、お迎えをお願いします。
- ⑧ 保育園では、玩具・保育室等消毒しています。感冒等の流行の時は玄関にある消毒液をご利用ください。

## 16 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	（医療法人）井上病院
所在地	足立区竹の塚 5-12-11
電話番号	03-3884-5221

## 17 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	一時避難場所 足立第五公園
広域避難場所	竹の塚センター

水 害 時 避 難 場 所	保育園の二階（非常出入口からの避難）
---------------	--------------------

## 18 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

### <近隣の緊急連絡先>

警 察 署	竹の塚警察署	足立区保木間 1-16-4	03-3850-0110
消 防 署	足立消防署	足立区梅島 2-1-1	03-3852-0119

## 19 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに毎月1回以上避難および消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	防火管理者 中島香里
消防計画届出年月日	直近の消防署への届け日 平成 30 年 4 月 5 日
避 難 訓 練	火災・地震・水害・不審者訓練などの避難訓練実施月に1回。実施にあたっては1年間の計画に沿って行う。
防 災 設 備	スプリンクラー・消火器、誘導灯、自動火災報知器、学校 110 番 ・煙探知機など

## 20 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	賠償責任保険（損保ジャパン日本興亜）
保 険 の 内 容	1 事故
保 険 金 額	500,000,000 円（5 億）

## 21 保育の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合 い年1回、自己評価を実施 公表方法：年度末に配布
----------	--

## 22 苦情相談窓口

保育内容に関する相談・要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置していま  
す。

相談・苦情受付担当者	氏 名 古川ちなみ（ステラ竹の塚保育園副主任） 電話番号 03-5831-8100
相談・苦情解決責任者	氏 名 中島香里（ステラ竹の塚保育園長） 電話番号 03-5831-8100
第 三 者 委 員	役職 星風会監事 氏名 日向野 兵造（ひがの ひょうぞう） 電話番号 0282-22-3106  役職 星風会評議員 氏名 青山一郎（あおやま いちろう） 電話番号 0282-27-3960

<p>足立区教育委員会子ども家庭部 幼稚園・地域保育課 地域保育係</p>	<p>足立区中央本町 1-17-1      電話 03-3880-5428</p>
---	--

### 23 虐待防止のための措置に関する事項

ステラ竹の塚保育園は、子どもの人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

ステラ竹の塚保育園は、保育の提供中に、当園の職員または養育者（子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに児童虐待防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所など適切な専門機関に通告します。

また、児童虐待予防法第5条により、保育園職員は、児童虐待の早期発見に努めなければならないという、努力義務が課せられております。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年      月      日

保育園名：                      ステラ竹の塚保育園

所在地：                        足立区竹の塚 6-9-11

説明者職名：                  施設長                  中島香里

私は、書面に基づいてステラ竹の塚保育園の重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印（署名でも可）

児童から見た続柄：

※ 同意書については原本を保護者にお渡しし、コピーを保育園で保管します。